

「新型コロナウイルス感染症対策の強化について」

1	地域の実情に即した緊急事態宣言の解除等	1
2	実効性ある感染症拡大防止対策の強化	2
3	早期発見・早期治療のための検査体制の強化	3
4	命を守り、経済も守るための医療提供体制の強化	3
5	感染防止対策に資する物品類の市場供給	4
6	避難所における感染症対策への支援	4
7	円滑な火葬の実施体制の確保	4
8	地域経済への影響を踏まえた対策の実施	5
9	学校の臨時休業等教育現場への対応	8
10	国民の行動変容や不安払しょくに向けた注意喚起の徹底	10
11	風評被害を防止し、人権を守るための対策の徹底	10
12	地方財政への十分な支援	10
13	地方自治体の事務執行等への配慮	11
14	感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援	11
15	各種支援制度に係る特例措置等の恒久化	12

新型コロナウイルス感染症対策の強化について

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国湖北省武漢市において確認されて以降、世界全体に拡大し、日本国内においても複数の地域で感染経路が明らかでない事例やクラスター（集団）が確認されるなど、多くの地域で感染が拡大した。

2020年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県を対象に発令され、外出自粛や休業要請など徹底した行動変容を余儀なくされた。

その後の国民の一丸となった取組により、全国的に新規感染者数の減少が見られたため、5月14日には一部の地域を除き緊急事態宣言が解除され、対策の強度を一定程度緩めることが可能となったが、今後は、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められることとなる。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、業種・規模を問わず、企業等に広がっており、売上や受注の急減、生産活動の停滞、失業者の増加など、地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

地方自治体においては、この国家的な危機の打開に向けて、感染拡大防止等に全力を挙げて取り組んでいるところであり、国においても、従来の手法・手順にとらわれることなく、地方自治体との十分な連携により、徹底した感染拡大防止、重症者対策を中心とした医療提供体制の構築、社会・経済への影響の最小化等に引き続き全力を上げるよう、次の事項について提言する。

1 地域の実情に即した緊急事態宣言の解除等

- (1) 緊急事態宣言の解除又は再指定の判断を行うにあたっては、専門家会議の分析と検証、データとエビデンスを詳細に示すとともに、一部

地域のみ緊急事態を解除することにより「新たな人の動き」が生じ、再び全国的に感染拡大することがないように、広域的な人の流入状況を勘案し、決定を行うこと。

また、決定過程を開示することで透明性を確保し、国民の安心につなげること。

- (2) 今後、住民の継続的な協力のもと、感染拡大を防止しながら経済活動を正常化していくため、これまでの疫学調査を基に、行動類型に応じたリスク評価を実施し、リスクの低い活動から再開するなど、社会経済活動の本格化に向けた具体的な基準や手続きを早急に明らかにすること。

2 実効性ある感染症拡大防止対策の強化

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行っても協力が得られず、同法第45条第2項の規定による要請や同条第4項の公表を行ってもなお営業を継続する事業者が存在することから、協力に応じた事業者への補償・支援の一層の充実を図り、また、こうした補償・支援を特別措置法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにするとともに、都道府県知事の指示に従わない場合の罰則を設けるほか、全国チェーン等への国による働き掛けなど、法制度も含め実効性を担保する措置を講ずること。
- (2) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースが多発しており、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するための法的措置を設けるなどの改善を図ること。
- (3) 人の移動を最小限とし、感染拡大を防止することにより、国民の生命及び健康の保護を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法

第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請について、政令第11条第1項に定められている対象施設を、都道府県の条例で追加することができるようにするなど、地域の実情に合った運用が可能な制度とすること。

加えて、旅館業法第5条の宿泊拒否の制限について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止のためにやむを得ない場合にあっては、宿泊施設で弾力的な運用ができるよう、法改正を含め制度の見直しを検討すること。

3 早期発見・早期治療のための検査体制の強化

感染の拡大防止を図りながら社会経済活動の再開につなげていくため、臨床現場の負担を軽減しつつ、感染実態を適切に把握できるよう、抗原検査や抗体検査などの簡易検査キットの全ての都道府県での早期導入と供給体制の確立、PCR検査の受検機会の拡大や検査試薬の調達・確保など、地域の状況に応じ検査体制の強化に必要な支援措置を講ずること。

4 命を守り、経済も守るための医療提供体制の強化

- (1) 感染症指定医療機関などにおける受け入れ体制を強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援を速やかに行うこと。

特に、医療機関等における在庫不足が深刻化している、医療用マスク、ゴーグル、ガウンなどの物資については、引き続き、国の責任において、十分かつ継続的な確保を行うこと。

さらに、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財政措置を速やかに講ずること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の治療にあたる医療機関が、経営面での不安なく治療に専念できるよう、診療報酬の更なる増額や院内感

染が発生した際の損失補填制度の創設など、入院医療機関に対する支援策を講じること。

- (3) 感染者の受け入れ病床を継続的かつ十分に確保するため、空床確保に係る国庫補助金の単価を大幅に引き上げた上で、病棟単位での確保など都道府県が実情に応じて必要と認めるものは全て補助対象とすること。
- (4) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報提供を行うとともに、国内の研究機関・製薬企業に対し、治療薬・ワクチンの早期開発、製品化に向けて幅広く活用できる基金創設などの資金支援や、有用性が示されている治療薬の迅速な導入を図ること等により、治療薬やワクチンの迅速な開発・配備に努めること。

5 感染防止対策に資する物品類の市場供給

マスク、手指消毒薬等の市場供給が十分ではないため、必要としている施設への優先配布や購入に係る補助事業の継続、補助対象の拡大並びに生産体制強化に向け、必要な許認可手続の迅速化を図るなど更なる支援を行い供給の正常化を図ること。

6 避難所における感染症対策への支援

避難所における感染症のまん延を防止し、また、避難の必要な住民が躊躇し、逃げ遅れることのないよう、避難所での感染を予防するための資機材の整備に対する財政支援など、避難所を運営する市町村への十分な支援措置を講ずること。

7 円滑な火葬の実施体制の確保

地方自治体及び民間事業者による遺体の搬送、火葬が円滑に行われるよ

う、感染防止資材確保に対する支援のほか、正確な情報提供や詳細なガイドラインの整備などの必要な支援を行うこと。

8 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

- (1) 地域経済への影響を最小限にとどめるため、政府の経済対策・緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者、農林漁業者等に対する支援策や雇用対策について、各種制度に係る特例措置の更なる拡充を図ること。

また、必要とする事業者に必要な支援が行き渡るよう、速やかな制度内容の周知徹底を行うとともに、大胆な手続の簡素化に加え、申請から支給決定までの標準期間の設定など、迅速かつ的確な実施を図るほか、「持続化給付金」の上限額の引き上げ、複数回の給付、売上げ要件の緩和、創業後1年未満の事業者への対象拡大、事業単位での給付も可能とするなど現場のニーズに応じた弾力的な運用を行うこと。

特に、「雇用調整助成金」については、「賃金構造基本統計調査」の平均給与日額（大企業19,015円、中企業16,000円、小企業14,855円）を参考に上限額を大幅に引き上げた上で、「持続化給付金」のような定額支給や概算払いの導入、記載事項の削減など手続の更なる簡素化を図り、支給決定の更なる迅速化を図ること。

また、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けている、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、助成率を一律10/10とするとともに、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、必要な措置を早急に講じること。

加えて、今回浮き彫りになった課題を踏まえ、「雇用調整助成金」の制度の抜本的な見直しを行った上で、制度を恒久化していくこと。

さらに、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周

知徹底を図ること。

- (2) 事業活動やイベント等の開催の自粛要請等により休業した、中小企業・小規模事業者をはじめ、フリーランスを含む個人事業主等に対する不公平のない損失補償制度の創設や協力金の制度化、民間金融機関を活用した融資の更なる拡充など、雇用の維持と事業の継続のため、必要な支援を行うこと。

また、収入が減少した事業者にとって家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続に向けて切実な障壁となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置の制度化や支援制度の創設を早急に実施すること。

さらに、休業等に伴う公の施設の使用料等の収入減に対しても、財政的な支援を行うこと。

- (3) 当面の事業継続や雇用の維持を支援するため、食品のテイクアウト事業やインターネット通販の実施など外出自粛要請に伴う消費需要の変化に対応した取組への支援措置を講じること。また、当面、新型コロナウイルスと共生する社会経済活動が不可欠となる中、地域経済を支える小規模事業者等の、事業継続に向けた感染防止対策への支援措置を講じること。

- (4) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、国民に移動自粛が要請される一方で国民生活の安定、生活の足を確保する観点から事業継続を求められている。地域公共交通を維持するため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、強力な支援措置を講じること。

- (5) 人の移動の自粛により甚大な影響を受ける観光関連産業への影響などを的確に把握し、事業継続などに必要な支援策を講じること。併せて、国において感染終息を見極めた上で、国内外からの観光需要の回復に向けた誘客のための取組に対し、大規模かつ速やかに支援を行う

こと。

- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。
- (7) 影響の長期化に伴い、雇用の維持が困難となり、離職者が増加するおそれがあることから、今後の雇用情勢に鑑み、離職者の雇用機会を緊急に創出する必要がある場合、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、過去に実施した、新たな基金を造成して実施する「緊急雇用創出事業」に活用できる交付金を創設するとともに、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。
- (8) 企業が労働者を休業させた場合、法律の定めに基づき、平均賃金の60%以上を休業手当として支払う義務が発生するものの、都道府県知事が感染者及び濃厚接触者に対して入院勧告又は外出自粛を要請した場合には、「使用者の責めに帰すべき事由」にあらず、休業手当を支払う義務が発生しないため、休業を余儀なくされ、所得が減少した労働者に対して、経済的支援を行う制度を創設すること。
- (9) 社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生により休業要請を受けて休業した場合には、補償が受けられるよう措置を講じること。
- (10) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護保険の居宅サービス事業所や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設において、自主的な休業や利用者がサービス利用を控える状況が一部で生じており、今後更に利用控え等が続くと事業所運営の維持が困難になることから、地域における福祉サービスの提供体制を維持するため、報酬減少相当額等を補填する制度を創設すること。

9 学校の臨時休業等教育現場への対応

- (1) 地方自治体が感染の状況に応じて、オンラインでの在宅授業などの取組が進められるよう、学校の休業・再開の基準・ガイドラインを国として示すこと。
- (2) 新型コロナウイルスによる臨時休業措置により児童生徒の学習の遅れが生じないよう状況に応じて教員の加配や学習指導員等の追加配置など必要な支援を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもたちの心のケアや家庭を支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に必要な財政措置を行うこと。
- (4) 臨時休業等に伴い、子ども一人一人に応じた家庭学習を支援するため、eラーニング用教材を更に整えるとともに、端末を所有していない家庭も含め、全ての児童生徒が家庭において授業を受講することができるよう必要となる通信費や、オンライン教育に適した教材を導入するための費用について、財政的支援を行うこと。

また、インターネット環境の整わない子どもや家庭に対し、公共放送（テレビ・ラジオ）による授業動画や授業音声の充実を図るとともに、地方が行う取組に対する財政的支援を行うこと。

さらに、オンライン教育用の教材にかかる著作権への対応、特に、著作物の使用にかかる補償金制度について、地方の負担を伴わない制度を恒久化すること。

- (5) 依然として、学校の臨時休業を継続している地域も残されていることから、令和2年度分の給食中止分も対象となるよう「学校臨時休業対策費補助金」の対象期間を延長すること。
- (6) 学校給食を休止した場合、売上げの減少に加え、自宅待機となってい

る従業員の人件費や設備の維持管理が大きな負担となるため、学校給食関連事業者の損失に対する総合的かつ継続的な支援を行うこと。

- (7) 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブが負担した経費に対し、基準額の超過分を含め、必要な経費の満額を補助すること。また、地域子ども・子育て支援事業とは別に、子育て支援団体等が実施する子どもの居場所確保に向けた取組への補助制度を創設すること。
- (8) 修学旅行の延期等により発生したキャンセル料や諸経費について、保護者の経済的負担を軽減するため、対象期間後であっても「学校保健特別対策事業費補助金」の対象となるよう、対象期間を延長すること。
- (9) 家計急変により、経済的困難が生じた学生に対する授業料減免及び奨学金（給付型・貸与型）について、迅速な認定が行われるようにするとともに、授業料の支払いを免除・猶予する高等教育機関を対象とした補助制度や無利子・無担保の融資制度を創設すること。

また、学生の学ぶ機会が失われないよう学生に対する緊急生活支援制度を構築すること。

さらに、高校生等に対する就学支援金については、年度途中の家計急変にも対応できるようにするなど、児童・生徒の学ぶ機会をしっかりと確保できるよう、支援の充実を図ること。

- (10) 感染症対策を実施する高等教育機関が、必要とする設備や機器を確保するとともに、メンタルケアなど学生への支援を十分に実施できるよう、「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助金」の「独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金」の追加配分や「私立大学等経常費補助金（特別補助）」の大幅増額、補助制度の充実を行うとともに、補助制度の弾力的運用による事務負担の軽減を図ること。

また、公立大学に対しても、設置者である地方自治体に対し、地方交付税措置の増額による支援を図ること。

- (11) これまでの学校臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、また、緊急事態宣言の解除等に伴い、順次「学校の再開」がなされた場合においても、学力格差が生じないよう、教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討すること。

10 国民の行動変容や不安払しょくに向けた注意喚起の徹底

国民の行動変容や不安払しょくにつなげるため、買い占め防止の呼びかけを確実に実施するなど、国民に対してわかりやすく、統一かつ正確な情報発信を行うこと。

併せて、感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象地域をはじめ、都道府県域を越える不要不急の移動自粛の呼びかけを徹底すること。

11 風評被害を防止し、人権を守るための対策の徹底

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の治療にあたる医療機関、医師、看護師及びその家族が偏見や差別などに苦しむことがないよう風評被害の防止を徹底すること。
- (2) デマの拡散や、患者やその家族、企業等に対する差別・偏見は風評被害や人権侵害につながるだけでなく、正確な実態把握を困難にし、感染症拡大防止の妨げにもなることから、継続的な広報・啓発の実施など、風評被害を防止し、人権を守る対策を講ずること。

12 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、必要な経費全額を負担するとともに、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰

りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。

- (2) 新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、感染拡大防止はもとより、社会経済活動の維持との両立に向け、地方自治体がそれぞれの実情に応じた取組を確実に実施できるよう交付金総額の飛躍的な増額や、なお生じる地方負担については特別交付税の総額を確実に増額させるなど、必要な予算を確保すること。また、迅速な交付、情勢を踏まえた累次の追加配分を行うほか、地方自治体の適時の判断により充当事業の変更や流用を可能とするなど、弾力的な運用を行うこと。
- (3) 経済活動の低迷に伴い、大幅な地方税の減収が見込まれるため、地方交付税の増額や減収補填債の対象範囲の拡大など、地方財政を支援するための万全の措置を講ずること。
- (4) 今後の感染拡大や収束の状況を踏まえ、感染拡大に伴い必要となる新たな対策や、収束後の地域経済活動の回復に向けた大規模な経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。

13 地方自治体の事務執行等への配慮

地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に注力できるよう、当面、国においては、各種照会や調査等、急を要しない事務を地方自治体に要請しないよう配慮するとともに、法令に基づく計画の策定や中間見直し、評価・実績報告等についても可能なものは、休止又は延期するなどの措置を講ずること。

14 感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したBCPの策定・改善が図られるよう、現場のニーズを把握し、必要な支援を行うこと。

15 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。